

○倉敷市立図書館規則

昭和42年5月1日

教育委員会規則第42号

改正 昭和42年9月14日教委規則第59号

昭和43年4月1日教委規則第8号

昭和44年6月1日教委規則第11号

昭和46年4月1日教委規則第16号

昭和46年8月20日教委規則第31号

昭和47年3月24日教委規則第9号

昭和48年3月20日教委規則第6号

昭和48年4月27日教委規則第17号

昭和49年1月21日教委規則第3号

昭和50年4月18日教委規則第11号

昭和51年9月28日教委規則第18号

昭和56年5月22日教委規則第14号

昭和58年4月1日教委規則第6号

昭和58年10月14日教委規則第13号

昭和61年1月31日教委規則第1号

平成5年3月26日教委規則第4号

平成8年2月1日教委規則第3号

平成11年3月17日教委規則第2号

平成12年3月24日教委規則第7号

平成15年2月17日教委規則第1号

平成16年8月12日教委規則第6号

平成17年7月27日教委規則第30号

平成18年3月24日教委規則第10号

平成20年1月31日教委規則第1号

平成23年3月30日教委規則第9号

平成23年8月18日教委規則第13号

平成25年2月19日教委規則第3号

平成26年3月19日教委規則第4号

平成27年6月30日教委規則第12号

(目的)

第1条 倉敷市立図書館（以下「図書館」という。）の運営および事務処理については、この規則の定めるところによる。

(開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、中央図書館長が必要と認めた場合には、変更することができる。

区分		開館時間
倉敷市立中央図書館，倉敷市立	日曜日及び休日	午前10時から午後6時まで
水島図書館，倉敷市立玉島図書館	日曜日及び休日以外の日	午前9時から午後7時まで
倉敷市立児島図書館	日曜日及び休日	午前9時から午後5時まで
	日曜日及び休日以外の日	午前9時から午後7時まで
倉敷市立船穂図書館，倉敷市立真備図書館	木曜日（休日を除く。）	午前10時から午後7時まで
	木曜日（休日に限る。）	午前10時から午後6時まで
	木曜日以外の日	午前10時から午後6時まで

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用いる。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、中央図書館長が必要と認めた場合には、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 館内整理日（8月及び12月を除く各月の最終金曜日）
- (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで）
- (4) 整理期間（毎年14日以内で館長の定める期間）

2 前項第1号の規定にかかわらず、倉敷市立中央図書館，倉敷市立水島図書館，倉敷市立児島図書館及び倉敷市立玉島図書館にあつては、第1月曜日は開館日とする。

(弁償)

第4条 図書館資料を利用し、き損または紛失した者は、弁償しなければならない。

2 弁償は、現品または館長が指示する方法によるものとする。

(図書館資料の貸出し)

第5条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内に通勤し、又は通学する者

(3) 本市と図書館相互利用に関する協定を締結した地方公共団体の区域内に居住する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、中央図書館長が特に認める者

2 図書館資料の貸出しは、所定の手続きにより行うものとする。ただし、新聞、その月の定期刊行物その他館長が貸出しを不相当と認める図書館資料は、貸出しを行わない。

(貸出数及び貸出期間)

第6条 貸し出すことのできる図書館資料の数及び期間は、次の表のとおりとする。

図書館資料	貸出数	貸出期間
図書及び雑誌資料	20冊以内	15日以内
視聴覚資料	4点以内	15日以内
点字図書	4点以内	30日以内
録音図書	4点以内	30日以内

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第3号及び第4号に掲げる者に対して貸し出すことのできる図書館資料については、中央図書館長が別に定める。

(入館制限)

第7条 館長において、不都合と認める者に対しては、入館を禁じまたは退館させることができる。

(入館料等)

第8条 図書館は、図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収しない。

(貸出文庫の利用)

第9条 市内の団体または学校、職場などで貸出文庫の利用を希望する者は、館長が別に定める手続きにより貸出しを受けることができる。

(寄贈, 寄託)

第10条 図書館に図書館資料を寄贈し, または寄託することができる。

2 寄託品は, 図書館に保管する図書館資料と同一の取り扱いとする。

(寄贈・寄託の手続き)

第11条 図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は, その品目, 数量, 価格, 住所, 氏名等を記載した寄贈(寄託)申込書を館長に提出しなければならない。ただし, 寄贈(寄託)申込書の提出を受けることが困難なときには調書をもってこれに代えることができる。

(報告)

第12条 館長(中央図書館長を除く。)は, その月の図書館の利用状況等について, 翌月の5日までに, 文書により中央図書館長を経由して教育長に報告しなければならない。

(服務, 文書の取扱等)

第13条 職員の服務, 文書の取扱い等については, 倉敷市教育委員会事務局処務規則(昭和47年倉敷市教育委員会規則第14号)の例による。

(協議会招集の時期)

第14条 図書館協議会(以下「協議会」という。)は, 委員長が必要と認めたときこれを招集する。

(役員を選出方法およびその職務)

第15条 協議会には委員の互選による委員長1名および副委員長1名を置く。

2 委員長は協議会を代表し, 会議を掌理する。

3 副委員長は, 委員長を補佐し, 委員長に事故あるときは, その職務を代理する。

(議決方法)

第16条 議決は, 出席委員の過半数による。

(委任)

第17条 この規則の定めるもののほか, 図書館運営に関し, 必要な事項は館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 倉敷市立玉島図書館規則(昭和42年教育委員会規則第18号)は廃止する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

3 船穂町及び真備町の編入の日（以下「編入日」という。）から平成18年3月31日までの間、倉敷市立船穂図書館（以下「船穂図書館」という。）又は倉敷市立真備図書館（以下「真備図書館」という。）の開館時間は、第2条の規定にかかわらず、船穂町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成12年船穂町教育委員会規則第2号）又は真備町立図書館運営規則（平成12年真備町教育委員会規則第2号）（以下「両町規則」という。）の例による。

4 編入日から平成18年3月31日までの間、船穂図書館又は真備図書館の休館日は、第3条の規定にかかわらず、両町規則の例による。

附 則（昭和42年9月14日教委規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年4月1日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年6月1日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年8月20日教委規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月24日教委規則第9号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月20日教委規則第6号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月27日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年1月21日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月18日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年9月28日教委規則第18号）

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年5月22日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年10月14日教委規則第13号）

この規則は、昭和58年11月3日から施行する。

附 則（昭和61年1月31日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月26日教委規則第4号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月1日教委規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月17日教委規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年2月17日教委規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月12日教委規則第6号）

この規則は、平成16年10月27日から施行する。

附 則（平成17年7月27日教委規則第30号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日教委規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日教委規則第9号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月18日教委規則第13号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月19日教委規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日教委規則第12号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。